

## 第32回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月25日(水)午後4時00分から午後4時15分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員(13人)

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山眞士
	2番	菊田実
	3番	湯浅浩道
	4番	滝本弘
	5番	狩野菊恵
	7番	山田裕一
	8番	高野秀則
	9番	佐々木章史
	11番	泉和浩
	12番	佐々木靖
	13番	古熊健一
	14番	目黒一雄
- 4 欠席委員(3人)

	6番	森本茂
	10番	岸本辰彦
	15番	石田秀人
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村雅史
事務局次長	浦島卓
事務局主任	瀬能実紀
事務局主任	作山温史
- 6 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第5	報告第2号 農地法第18条の6の規定による通知について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農用地利用集積計画の取消について

- 日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
 日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について  
 日程第10 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

## 7 会議の概要

議長	只今の出席委員13名、定足数に達していますので、第32回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、2番 菊田委員 3番 湯浅委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について事務局より報告をお願いします。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 1月19日、令和4年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会がオンラインで行われ、狩野委員が参加しました。以上です。
議長	日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号「農地法第3条の3の規定による通知について」ご説明します。 今回、通知がありましたのは、番号1番から3番までの3件です。 この3件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。 届出地の図面につきましては、議案資料1ページの報告第1号関係をご高覧ください。以上です。

議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は承認することに決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。
議長	日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。 今回、通知がありましたのは、番号1番、2番の2件です。 この2件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。届出地の図面につきましては、議案資料4ページからの報告第2号関係をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めますが、番号2番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。 番号1番の質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号1番は、承認することに決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号1番について承認することに決定しました。 休憩します。  休憩（青山委員退席）
議長	再開します 次に番号2番について、質疑を求めます。

	<p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、番号2番は、承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、番号2番は、承認することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>今回申請がありましたのは番号1番の1件です。番号1番は、経営規模拡大のため賃借権の設定をするものです。</p> <p>この1件について、議案資料議案第1号関係として、6ページの「農地法第3条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの考えます。</p> <p>図面につきましては、議案資料7ページをご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第7、議案第2号「農用地利用集積計画の取消について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の取消について」ご説明します。</p> <p>令和4年9月26日の総会において、集積計画の決定をいたしました、番号1番につきまして、支払期限を令和5年1月31日までとし</p>

	<p>ておりましたが、資金の借入れの手続きが延び、1月31日までに資金が支払われないとなったことから、集積計画を取り消すものであります。</p> <p>なお、次の議案第3号の1番で、改めて支払期限を設定した集積計画を決定します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p>
	<p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第2号について、取り消すことと決定してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第2号について、取り消すことに決定しました。</p>
議長	<p>日程第8、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p>
	<p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番、2番の2件、</p>
	<p>利用権の設定をするものが3番から11番までの9件です。</p>
	<p>これら11件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に</p>
	<p>規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容</p>
	<p>に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p>
	<p>計画地の図面につきましては、議案資料8ページからの議案第2号</p>
	<p>関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>休憩します。</p>
	<p>休憩</p>
議長	<p>再開します。</p>
	<p>説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号11番は、農業委</p>
	<p>員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限がありま</p>
	<p>す。</p>

	<p>番号1番から10番までの質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、番号1番から10番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、番号1番から10番は、原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩(古熊委員退席)</p>
議長	<p>再開します</p> <p>次に番号11番について、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、番号11番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、番号11番は原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩(古熊委員復席)</p>
議長	<p>再開します</p>
議長	<p>日程第9、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」ご説明します。</p> <p>今回、幹旋の申出がありましたのは、番号1番から4番までの4件です。この4件について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため幹旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利</p>

	<p>用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。計画地の図面につきましては、議案資料19ページからの議案第4号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号4番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。番号1番から3番までの質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、番号1番から3番は原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、番号1番から3番は原案のとおり要請することに決定しました。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩（青山委員退席）</p>
議長	<p>再開します 次に番号4番について、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、番号4番について、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、番号4番は原案のとおり要請することに決定しました。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩（青山委員復席）</p>
議長	<p>再開します。</p>
議長	<p>日程第10、議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。</p>

事務局	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」ご説明します。</p> <p>令和元年10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が2市町において連続して発生したことに伴いまして、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため、毎年1回以上、総会において「法令遵守の申し合わせ決議」を実施するよう全国農業会議所からの通知があり、決議するものです。</p> <p>決議文を読み上げます</p> <p style="text-align: center;">【決議文朗読】</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第5号について、原案のとおり決議することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決議することに決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第32回当別町農業委員会総会を閉会します。</p>